

シニアホームみらい鞍月

重要事項説明書

(特定施設入居者生活介護サービス) (介護予防特定施設入居者生活介護サービス)

1. 事業者の概要	P 1
2. ご利用施設	P 1
3. ご利用施設であわせて実施する事業	P 1
4. 施設の目的と運営の方針	P 1
5. 施設の概要	P 2
6. 職員体制	P 3
7. 職員の勤務体制	P 3
8. 施設サービスの概要	P 3～4
9. 施設サービスの利用料	P 5～9
10. 入居者が介護居室に移る場合の条件及び手続き	P 9
11. 利用料のお支払方法	P 9
12. 施設サービスを終了していただく場合	P 10
13. 身元引受人	P 11
14. 入所時に必要な物品について	P 11
15. 虐待の防止について	P 11～12
16. 身体拘束について	P 12
17. 衛生管理等	P 12
18. 業務継続計画の策定について	P 12
19. 苦情等申立の窓口	P 13
20. 事故発生時の対応	P 13
21. 非常災害時の対策	P 14
22. 協力医療機関	P 14
23. 協力歯科医療機関	P 14
24. 当施設ご利用の際にご留意いただく点	P 15
25. 損害賠償について	P 16
26. 秘密の保持と個人情報の保護について	P 16
27. 運営指導・第三者評価の実施状況	P 17
28. 附則	P 17
29. 施設利用に関する同意書	P 18
30. 利用時連絡先 一覧	P 19

重要事項説明書
(特定施設入居者生活介護、介護予防特定施設入居者生活介護)

あなたに対する特定施設入居者生活介護、介護予防特定施設入居者生活介護サービス提供にあたり、金沢市介護保険法に基づく指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例第 222 条及び金沢市介護保険法に基づく指定介護予防サービス等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例第 208 条に基づいて、当事業者があなた及びその身元引受人に説明すべき事項は次のとおりです。

1. 事業者の概要

- | | |
|----------------|---------------------|
| (1) 事業者の名称 | 医療法人社団 映寿会 |
| (2) 主たる事務所の所在地 | 石川県金沢市鞍月東 1 丁目 8 番地 |
| (3) 法人種別 | 医療法人 |
| (4) 代表者の氏名 | 理事長 北元 喜洋 |
| (5) 電話番号 | (076)237-8000 |

2. ご利用施設

- | | |
|----------------|---------------------|
| (1) 施設の名称 | シニアホームみらい鞍月 |
| (2) 主たる事務所の所在地 | 石川県金沢市鞍月東 1 丁目 6 番地 |
| (3) 介護保険指定番号 | 金沢市第 1770105656 号 |
| (4) 管理者 | 北元 喜洋 |
| (5) 電話番号 | (076)237-8561 |
| (6) F A X 番号 | (076)238-8562 |

3. ご利用施設であわせて実施する事業

事業の種類	指定年月日	指定番号	利用定員
金沢市地域包括支援センター くらつき	平成 18 年 4 月 1 日	石川県第 1700100082 号	—
地域密着型通所介護 デイサービス クイーンオランジュ	令和 4 年 10 月 1 日	石川県第 1790101321 号	30 名/日

4. 施設の目的と運営の方針

(1) 施設の目的

シニアホームみらい鞍月（以下単に「当施設」という。）は、要支援又は要介護状態と認定された入居者（以下単に「入居者」という。）に対し、介護保険法の趣旨に従って、入居者がその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるようにするものである。

(2) 運営方針

- ① (介護予防) 特定施設サービス計画書に基づき、入浴、排せつ、食事等の介護、その他の日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話を行うことにより、入居者が自立した日常生活を営むことが出来るよう支援する。
- ② 入居者の意思及び人格を尊重し、常に入居者の立場に立った(介護予防)特定施設入居者生活介護の提供に努める。
- ③ 明るく健康的な雰囲気有し、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業者、介護予防サービス事業者、介護予防支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設その他の保健サービス、医療サービス、福祉サービスを提供する者との密接な連携を行う。

5. 施設の概要

敷 地		1, 6 2 4. 0 8 m ²
建 物	構 造	鉄骨造4階建て(建築面積6 4 2. 5 5 m ²) 耐火構造
	延床面積	2, 5 6 4. 3 0 m ²
	利用定員	3 6 名

(1) 居室

居室の種類	居 室 数	面 積 (m ²)	一人あたり面積 (m ²)
一人部屋	3 9 室	9 0 0. 1 2 6	13.976~29.97
二人部屋	3 室	1 1 4. 7 2	38.24

(2) 主な設備

施 設 の 種 類	数	面積 (m ²)	設 備 等
食 堂 兼 機能訓練室	3	196.86	各階 (65.62 m ²)、洗面台
器 械 浴 室	1	16.20	シャワー設備、電動昇降浴槽 車イス、脱衣室 (7.68 m ²)
ト イ レ	4	21.09	洗面、車いす対応トイレ 1階 (7.56 m ²) 2, 3, 4階 (各 4.51 m ²)
スタッフコーナー	3	33.60	ナースコール設備、仮眠室
洗 濯 室	1	33.20	自動洗濯機、乾燥機
汚 物 処 理 室	3	19.80	汚物流し(各階1か所: 6.60 m ²)
相 談 室	1	10.00	テーブル、椅子
ボランティア支援センター	1	52.69	テーブル、椅子
事務室	1	25.18	テーブル、椅子

6. 職員体制（職員の配置については、指定基準を遵守しています。）（令和5年9月1日）

従業者の職種	員数	区 分				常勤換算 後の員数	保有資格 (主なもの)	備 考
		常勤		非常勤				
		専従	兼務	専従	兼務			
管理者	1		1			0.5		
看護職員	4	2	1		1	3.2	看護師 3名	
介護職員	11	10	0	1		10.4	介護福祉士 10名	
生活相談員	2	0	2			1.0		
機能訓練指導員	1		1			0.3		看護師と兼務
計画作成担当者	1		1			0.5		相談員と兼務

7. 職員の勤務体制

職 種	勤務体制		休暇等
管理者	8:30～17:30		休暇 月9日間（うるう年以外の2月は8日）
事務職員	8:30～17:30		休暇 月9日間（うるう年以外の2月は8日）
機能訓練指導員	8:30～17:30		休暇 月9日間（うるう年以外の2月は8日）
生活相談員	8:30～17:30		休暇 月9日間（うるう年以外の2月は8日）
計画作成担当者	8:30～17:30		休暇 月9日間（うるう年以外の2月は8日）
看護職員	日勤	8:30～17:30	休暇 月9日間（うるう年以外の2月は8日）
介護職員	日勤	8:30～17:30	休暇 月9日間（うるう年以外の2月は8日）
	早出	7:00～16:00	
	遅出	9:30～18:30	
	当直	17:00～翌9:00	

8. 施設サービスの概要

サービスの種別	内 容
（介護予防） 特定施設入居者生活 介護計画の作成	<指定（介護予防）特定施設入居者生活介護> ○入居者の意向や心身の状況等のアセスメントを行い、援助の目標に応じて具体的なサービス内容を定めた（介護予防）特定施設入居者生活介護計画を作成します。 ○（介護予防）特定施設入居者生活介護計画の作成に当たっては、その内容について入居者又はその家族に対して説明し、入居者の同意を得ます。 ○（介護予防）特定施設入居者生活介護計画の内容について、入居者の同意を得たときは、特定施設入居者生活介護計画書を入居者に交付します。 ○それぞれの入居者について、（介護予防）特定施設入居者生活介護計画に従ったサービスの実施状況及び目標の達成状況の記録を行います。

食事	○食事時間 朝食 7 : 3 0 ~ 9 : 3 0 昼食 1 1 : 3 0 ~ 1 3 : 3 0 夕食 1 7 : 3 0 ~ 1 9 : 3 0 ○食事場所等 ・原則として食堂にて提供しております。献立表及び当日のメニューは食堂に掲示しております。 ・療養食が必要な方、食べられないものやアレルギーがある方は、事前に職員にお申し出ください。
医療・看護	○ご入居者の病状に合わせた医療・看護を提供します。 ○協力医療機関（みらい病院）への受診については、付き添い致します。（協力医療機関の受診については治療費として別途費用がかかります）また、訪問診察をご利用される場合でも看護師等にご相談ください。 ただし、当施設では行えない処置や手術、その他病状が著しく変化した場合の医療については、医療機関での治療となります。
機能訓練	○機能訓練指導員による機能訓練を入居者の状況に合わせて行います。 ○日常生活における活動が機能回復及び機能維持を目的としています。
排泄	○洋式トイレ、車イス用トイレ、ポータブルトイレを用意しております。 介助が必要な場合、おむつ使用の場合は介助毎に状況を記録しております。
入浴・清拭	○自室での浴室及び2階器械浴をご入居者の状況に合わせてご利用いただけます。 ○原則として週2回の介助入浴を提供いたします。お体の状況等で入浴できない場合は清拭により清潔保持に努めます。 ○その他状況に応じて全身又は部分清拭を行います。
離床	○毎日離床のお手伝いをさせていただきます。 ○できるだけ日中は離床していただきますようお願いいたします。
着替え・整容	○毎朝及び夕方に着替えのお手伝いをさせていただきます。 ○整容のお手伝いをさせていただきますので、爪切りやブラシかけ等、お気軽にお申し付けください。
シーツ交換・寝具消毒	○シーツ交換は週1回行います。また寝具消毒については業者と連携して適宜行います。
相談援助	○常時、ご入居者及びご家族からの介護保険や介護に関するご相談に応じます。

※ どのような事でもお気軽にお申し付けください。

9. 施設サービスの利用料

(1) 介護保険給付サービス利用料金（介護保険自己負担額）【30 日利用の場合】

(介護予防) 特定施設入居者生活介護費					
	単位数	介護費	1 割負担	2 割負担	3 割負担
要支援 1	183 単位/日	55,668 円	5,567 円	11,134 円	16,701 円
要支援 2	313 単位/日	95,214 円	9,522 円	19,043 円	28,565 円
要介護 1	542 単位/日	164,876 円	16,488 円	32,976 円	49,463 円
要介護 2	609 単位/日	185,257 円	18,526 円	37,052 円	55,578 円
要介護 3	679 単位/日	206,551 円	20,656 円	41,311 円	61,966 円
要介護 4	744 単位/日	226,324 円	22,633 円	45,265 円	67,898 円
要介護 5	813 単位/日	247,314 円	24,732 円	49,463 円	74,195 円

その他 必要に応じて掛かる費用 (加算) ※は要介護 1～5 の方に適用

加算項目	単位数	介護費	1 割負担	2 割負担	3 割負担
入居継続支援加算 (Ⅰ)	36 単位/日	10,951 円	1,095 円	2,191 円	3,286 円
入居継続支援加算 (Ⅱ)	22 単位/日	6,692 円	669 円	1,338 円	2,007 円
若年性認知症入居者受入加算	120 単位/日	36,504 円	3,651 円	7,301 円	10,952 円
生活機能向上連携加算 (月)	200 単位/月	2,028 円	203 円	406 円	609 円
個別機能訓練加算を算定の場合	100 単位/月	1,014 円	102 円	203 円	305 円
個別機能訓練加算 (日)	12 単位/日	3,650 円	365 円	730 円	1,095 円
夜間看護体制加算 (Ⅰ)	18 単位/日	5,475 円	547 円	1,093 円	1,642 円
夜間看護体制加算 (Ⅱ)	9 単位/日	2,737 円	273 円	547 円	821 円
協力医療機関連携加算 (Ⅰ)	100 単位/月	1,014 円	102 円	203 円	305 円
協力医療機関連携加算 (Ⅱ)	40 単位/月	405 円	40 円	81 円	121 円
退居時情報提供加算	250 単位/回	2,535 円	253 円	507 円	760 円
高齢者施設等感染対策向上加算 (Ⅰ)	10 単位/月	101 円	10 円	20 円	30 円
高齢者施設等感染対策向上加算 (Ⅱ)	5 単位/月	50 円	5 円	10 円	15 円
新興感染症等施設療養費	240 単位/日	2,433 円	243 円	486 円	730 円
栄養スクリーニング加算 (回)	5 単位/回	50 円	5 円	10 円	15 円
看取り介護加算 (1 日あたり)					
死亡日以前 4 日以上 30 日以下	144 単位/日	1,460 円	146 円	292 円	438 円
死亡日の前日及び前々日	680 単位/日	6,895 円	690 円	1,379 円	2,069 円
死亡日	1,280 単位/日	12,979 円	1,298 円	2,596 円	3,894 円
サービス提供体制強化加算 (日) 注) 下記のいずれか一つ					
サービス提供体制強化加算 (Ⅰ)	22 単位/日	6,692 円	669 円	1,338 円	2,007 円
サービス提供体制強化加算 (Ⅱ)	18 単位/日	5,475 円	548 円	1,095 円	1,642 円
サービス提供体制強化加算 (Ⅲ)	6 単位/日	1,825 円	183 円	365 円	548 円
認知症専門ケア加算 (Ⅰ)	3 単位/日	912 円	91 円	182 円	273 円
認知症専門ケア加算 (Ⅱ)	4 単位/日	1216 円	121 円	243 円	365 円

科学的介護推進体制加算	40 単位／月	405 円	40 円	81 円	121 円
ADL 維持等加算（Ⅰ）	30 単位／月	304 円	30 円	60 円	91 円
ADL 維持等加算（Ⅱ）	60 単位／月	608 円	60 円	120 円	182 円
生産性向上促進体制加算（Ⅰ）	100 単位／月	1,014 円	101 円	202 円	304 円
生産性向上促進体制加算（Ⅱ）	10 単位／月	101 円	10 円	20 円	30 円
業務継続計画未実施減算	所定単位数の100分の3に相当する単位数を減算				
高齢者虐待防止措置未実施減算	所定単位数の100分の1に相当する単位数を減算				
介護職員等特定処遇改善加算 ※右記のいずれか	（Ⅰ）1000分の128（Ⅱ）1000分の122（Ⅲ）1000分の110（Ⅳ）100分の88				
1 単位の単価	金沢市（7級地）10.14円				

※ 入居継続支援加算は、入居者や職員の割合について厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして届け出ている場合に算定します。

※ 生活機能向上連携加算(Ⅰ)は、指定訪問リハビリテーション等の理学療法士等の助言に基づき当事業所の機能訓練指導員、介護職員等が共同で身体状況の評価及び個別機能訓練計画の作成と、計画に沿った機能訓練を提供した場合に算定します。また、計画の進捗状況は3月ごとに評価し、必要に応じて訓練の内容等を見直します。

生活機能向上連携加算(Ⅱ)は、指定訪問リハビリテーション等の理学療法士等が当事業所を訪問し、当事業所の機能訓練指導員、介護職員等と共同で身体状況の評価及び個別機能訓練計画の作成と、計画に沿った機能訓練を提供した場合に算定します。また、計画の進捗状況は3月ごとに評価し、必要に応じて訓練の内容等を見直します。

※ 個別機能訓練加算(Ⅰ)は、多職種共同にて個別機能訓練計画を作成し、計画的に機能訓練を実施している場合に算定します。個別機能訓練計画の情報を厚生労働省に提出し、機能訓練の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用した場合は、個別機能訓練加算(Ⅱ)を算定します。

※ ADL 維持等加算は、一定期間に当事業所を利用した者のうち、ADL（日常生活動作）の維持又は改善の度合いが一定の水準を超えた場合に算定します。

※ 夜間看護体制加算（Ⅱ）は、看護に係る責任者を定め、入居者に対して 24 時間連絡できる体制と必要に応じて健康上の管理等を行う体制を確保している場合に算定します。夜勤又は宿直を行う看護職員の数が 1 名以上であって、かつ必要に応じて健康上の管理等を行う体制を確保している場合（Ⅰ）を算定します。

※ 若年性認知症入居者受入加算は、若年性認知症（40 歳から 64 歳まで）の入居者を対象に指定特定施設入居者生活介護を行った場合に算定します。

※ 協力医療機関連携加算は、当施設の看護職員が入居者ごとに健康状態の状況を継続的に記録し、協力医療機関や主治医に対して入居者の健康状況について、月に 1 回以上情報提供している場合に算定します。

※ 退居時情報提供加算は医療機関へ退居する入居者等について退居後の医療機関に対して入居者等を紹介する際、入居者等の同意を得て、当該入居者の心身の状況、生活歴等を示す情報を提供した場合に、入居者等 1 人につき 1 回に限り算定する。

※ 高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅰ)は感染症法大 6 条 17 項に規定する第二種協定指定医療機関との間で新興感染症の発生時等の対応を行う体制を確保している場合に算定します。

※ 高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅱ)は診療報酬における感染対策向上加算又は外来感染対策向上加算に係る届出を行った医療機関から、3 年に 1 回以上施設内で感染者が発生した場合の感

染制御等に係る実地指導を受けている場合に算定します。

- ※ 新興感染症等施設療養費は入居者等が別に厚生労働省が定める感染症（現時点において指定されている感染症はない）に感染した場合に相談対応、診療、入院調整などを行う医療機関を確保し、かつ、当該感染症に感染した入居者に対し、適切な感染対策を行った上で、該当する介護サービスを行った場合に、1月に1回、連続する5日を限度として算定します。
- ※ 口腔・栄養スクリーニング加算は、利用開始時及び利用中6月ごとに入居者の口腔の健康状態及び栄養状態のスクリーニングを行った場合に算定します。
- ※ 科学的介護推進体制加算は、入居者ごとのADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況等の基本的な情報を厚生労働省に提出し、その情報を特定施設入居者生活介護の適切かつ有効な提供に活用している場合に、算定します。
- ※ 退院・退所時連携加算は、病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院から当施設に入居した場合に、入居した日から30日以内の期間について算定します。
- ※ 看取り介護加算は、看取りに関する指針を定め、医師が一般的な医学的見地に基づき回復の見込みがないと診断した入所者に対して、多職種共同にて介護に係る計画を作成し、入居者又は家族の同意のもと、入所者がその人らしく生き、その人らしい最期を迎えられるように支援した場合に算定します。
- ※ 認知症専門ケア加算は、日常生活に支障を来すおそれのある症状又は行動が認められる認知症の入居者に対して、専門的な認知症ケアを行った場合に算定します。
- ※ サービス提供体制強化加算は、厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして届け出た事業所が、入居者に対して特定施設入居者生活介護を行った場合に算定します。
- ※ 生産性向上推進体制加算(Ⅰ)は生産性向上推進体制加算(Ⅱ)の要件を満たし業務改善による成果が確認されている。見守り機器等のテクノロジーを複数導入している。職員間の適切な役割分担の取組等を行っている。1年以内ごとに1回、業務改善の取組による効果を示すデータの提供を行う場合に算定します。
- ※ 生産性向上推進体制加算(Ⅱ)は入居者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の開催や必要な安全対策を講じたうえで、生産性向上ガイドラインに基づいた改善活動を継続的に行っており、見守り機器等のテクノロジーを1つ以上導入している。1年以内ごとに1回、業務改善の取組による効果を示すデータの提供を行うことで算定します。
- ※ 業務継続計画未実施減算は感染症や非常災害の発生した場合であっても、必要な介護サービスを継続的に提供できる体制を構築するため、業務継続に向けた計画の策定の徹底を求める観点から感染症若しくは災害のいずれか又は両方の業務継続計画が未策定の場合基本報酬を減算します。令和7年3月31日までの間、感染症の予防及び晩年防止のための指針の整備及び非常災害に関する具体的計画の策定を行っている場合には減算を適用しない。
- ※ 高齢者虐待防止措置未実施減算は虐待の発生又はその再発を防止するための委員会の開催、指針の整備、研修の実施、担当者の設置を講じられていない場合に基本報酬を減算します。
- ※ 介護職員等処遇改善加算は介護職員等の確保に向けて、介護職員の処遇改善のための措置ができるだけ多くの事業所に活用されるよう推進する観点から、介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算、介護職員等ベースアップ当支援加算について、現行の各加算・各区分の要件及び加算率を組み合わせた4段階の「介護職員等処遇改善加算」に一本化を行う。
- ※ 介護費は、(介護費の単位) × (1単位の単価) × (利用日数) で求め、小数点以下切捨てし、1割負担の場合は介護費の9割、2割負担の場合は介護費の8割、3割負担の

場合は介護費の7割でそれぞれ求めた額を差し引いた金額となります。

※ 負担割合については、各市町村から交付される「介護保険負担割合証」に準じます。

(2) 介護保険給付外サービス（施設利用 自己負担額）

月額	個室	二人居室
家賃（非課税）	60,000 円・40,000 円	80,000 円
管理費（非課税）	60,000 円	120,000 円
水光熱費（課税・10%）	7,500 円	10,000 円
食費（課税・朝夕 8%、昼 10%）	57,120 円（1 日 1,904 円） （朝 486 円、昼 770 円、夕 648 円）	114,240 円

※食費は 30 日喫食された計算です。二人居室の場合は 2 人分の計算となります。

(3) 介護保険給付外サービス（個人の希望による）

	項目	内容・基準	金額（税込）
介護	入浴（介助浴）	週 3 回以上希望の場合	550 円／回
	通院介助 （協力医療機関以外）	付き添い費用 （協力医療機関は除く）	1,100 円／30 分
生活	洗濯	週 3 回以上希望の場合	550 円／回
	おむつ代、おしりふき等		実費
	買い物代行	通常の利用区域※ 1	1,100 円／回
	役所手続き代行		1,100 円／回 ※書類代等実費
	入退院時の同行 （協力医療機関以外）	付き添い費用 （協力医療機関は除く）	1,100 円／30 分
入退院	入居者の居室に宿泊	家族用寝具類の貸し出し （ご家族の方に限ります）	1,100 円／回
その他	コピー		1 枚 10 円
	実費（例）インフルエンザワクチン接種料等		

※ 1…金沢市内（鞍月、栗崎、大野、金石地区）

※ 2…その他、日常生活に必要な物品につきましては、ご入居者の負担になります。

※ 3…当施設で対応できる医療・看護は介護保険サービスに含まれておりますが、当施設で対応できない医療等は他の医療機関による治療をお願いしております。その際は医療保険適用により、原則として別途自己負担となります。

(4) 特定施設入居者生活介護従業者の禁止行為

従業者はサービスの提供に当たって、次の行為は行いません。

①原則、入居者又は家族の金銭、預貯金通帳、証書、書類などの預かりは行いません。

金銭管理が出来ない方に関しては身元引受人が行うか、地域福祉権利擁護事業等のご利用をお願いいたします。制度に関することやご不明な点をご相談ください。

②入居者又は家族からの金銭、物品、飲食の授受

③身体拘束その他入居者の行動を制限する行為（入居者又は第三者等の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く）

④その他入居者又は家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動、その他迷惑行為

(5) サービスの提供にあたって

①サービスの提供に先立って、介護保険被保険者証に記載された内容（被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間）を確認させていただきます。被保険者の住所などに変更があった場合は速やかに当事業者にお知らせください。

②入居者が要介護認定を受けていない場合は、入居者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行います。また、居宅介護支援が入居者に対して行われていない等の場合であって、必要と認められるときは、要介護認定の更新の申請が、遅くとも入居者が受けている要介護認定の有効期間が終了する 30 日前にはなされるよう、必要な援助を行うものとします。

③サービス提供は「特定施設入居者生活介護計画」に基づいて行います。なお、「特定施設入居者生活介護計画」は、入居者等の心身の状況や意向などの変化により、必要に応じて変更することができます。

10. 入居者が介護居室に移る場合の条件及び手続き

入居者は、次のような場合に介護専用居室に入居し、事業の提供を受けることができるものとします。

(1) 要介護認定の結果、要介護及び要支援の判定が行われ、入居者が介護専用居室への入居を希望した場合

(2) 入居者の心身の状況により、管理者が当該入居者を介護室において介護することが必要と判断し、入居者の同意を得た場合

(3) その他入居契約書及び重要事項説明書に定める場合

11. 利用料のお支払方法

9の(1)(2)(3)の料金・費用は1ヶ月ごとに計算いたします。支払方法は下記のとおりです。毎月10日に請求書が発行されますので、月内25日までにお支払い下さい。

(1ヶ月に満たない場合の利用料金は、利用日数・利用内容に基づいた計算額とします。)

① 口座振替（自動引き落とし）

所定の用紙に必要事項を記載いただきます。お手続きの関係上初回のお支払いは2ヶ月分引き落としとなる場合がございます。（押印要）

② 指定口座への振込

「シニアホームみらい鞍月」の指定口座にお振込みください。

お振込口座番号については下記の通りです。

＜お振込先＞

(医) 映寿会 介護老人保健施設 みらいのさと太陽

みずほ銀行 金沢支店 普通預金 口座番号 1190245

※別途、振り込み手数料がかかります。

③ 窓口でのお支払

当施設の事務所でご請求額をお支払ください。

支払についてご不明な点や不都合な点があれば、お気軽にお尋ね下さい。

1 2. 施設サービスを終了していただく場合（契約の終了・解除について）

当施設は、以下の事由があった場合には当施設との契約は終了し、入居者への施設サービスの提供を終了させていただく事になります。

- ① （介護予防）特定施設入居者生活介護契約書の第2条第1項および第2項により、契約期間満了の2週間以上前までに入居者から更新拒絶の申し入れがあり、かつ契約が満了したとき。
- ② 入居者の心身の状況において、（介護予防）特定施設入居者生活介護サービス提供の必要性がなくなったとき。
- ④ 入居者が死亡したとき。
- ⑤ 病院又は診療所に入院する必要が生じ、その病院又は診療所において入居者を受け入れる体制が整ったとき。
- ⑥ 他の介護保険施設等への入所が決まり、その施設において入居者を受け入れる体制が整ったとき。

（1）入居者からの解約・解除

- ① 入居者及びその身元引受人は当施設に対し、いつでもこの契約の解除を申し出る事ができます。その場合は3日間以上の予告期間をもって届け出るものとし、予告期間満了日に契約は解除されます。
- ② 当施設が介護保険法等関連諸法令及び契約に定める債務を履行しなかった場合、または不法行為を行った場合には、入居者及びその身元引受人からの申し入れ時に契約解除となります。

（2）当施設からの解約・解除

当施設は入居者及びその身元引受人が以下の内容に該当する場合には、3週間以上の予告期間をもって、この契約を解除することができます。

- ① 入居者及びその身元引受人が正当な理由がないままに、利用料その他当施設に対し支払うべき費用を合算して3ヶ月以上滞納し、14日の期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合。
- ② 入居者及びその身元引受人の行為が他の入居者及び、従業員の生命又は健康に重大な影響を及ぼすおそれがあり、当施設において十分な介護を尽くしてもこれを防止できないとき。
- ③ 入居者が重大な自傷行為を繰り返すなど自殺をするおそれが極めて大きく、当施設において十分な介護をしてもこれを防止できないとき。
- ④ 入居者及びその身元引受人が故意に法令違反その他重大な秩序破壊行為をし、改善の見込みがないとき。
- ⑤ 入居者又はその家族、身元引受人等が事業者や事業所職員に対し本契約をしがたいほどの不信行為や迷惑行為を行ったとき。

- ⑥ 伝染病性疾患により他の入居者の生活又は健康に重大な影響を及ぼす恐れがあると医師が認め、かつ入居者の退居の必要があるとき。
- ⑦ 入居者又はその家族、身元引受人が当事業所の規則を守らないとき。

(3) 円滑な退所のための援助

入居者が当施設を退所する場合には、入居者の希望により当施設は入居者の心身の状況、置かれている状況等を勘案し、円滑な退所のために必要な以下の援助を速やかに行います。

- ① 適切な病院もしくは診療所又は介護保険施設等の紹介
- ② 居宅介護支援事業者又は介護予防支援事業者の紹介
- ③ その他保健医療サービス又は福祉サービスの提供者の紹介

1 3. 身元引受人

契約締結にあたり、身元引受人を定めさせていただきます。

- ① 身元引受人は原則としてご家族の方をお願いします。
- ② ご家族がいない場合等は、成年後見人制度を活用し、身元引受人として契約できます。
- ③ 身元引受人の方には以下のことをお願いすることになります。
 - ・緊急時の連絡先
 - ・ご入居者の特定施設サービス計画に係る確認、同意等
 - ・その他契約に関する一切のこと（その都度、当施設より説明いたします。）
 - ・入居者と連携して本契約から生じる入居者の債務を負担。
 - ・前項の負担は極度額 50 万円を限度とします。
- ④ 身元引受人が負担する債務の元本は、入居者が死亡したときに確定するものとします。

1 4. 入居時に必要な物品について

- (1) 生活に必要な物については、別紙「入居のご案内」をご参照ください。
なお、個人の持ち物は、原則ご利用居室での利用に限られております。ご不明な点については生活相談員にご相談下さい。
- (2) 当施設ご利用にあたってお預かりするものは以下のとおりです。
 - ①介護保険被保険者証
 - ②介護保険負担割合証
 - ③後期高齢者医療被保険者証（コピー）

1 5. 虐待の防止について

事業者は、入居者等の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するために、次に上げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する担当者を選定しています。
虐待防止に関する担当者 管理者・北元 喜洋
- (2) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催し、その結果について授

業者に周知徹底を図っています。

- (3) 虐待防止のための指針を整備しています。
- (4) 従業者に対して、虐待を防止するための定期的な研修を実施しています。
- (5) サービス提供中に、当該事業者又は養護者（現に養護していえる家族・親族・同居人による虐待を受けたと思われる入居者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

1 6．身体拘束について

事業者は、原則として入居者に対して身体拘束を行いません。ただし、自傷他害等の恐れがある場合など、入居者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられるときは、入居者に対して説明し同意を得た上で、次に掲げることに留意して、必要最小限の範囲内で行うことがあります。その場合は身体拘束を行った日時、理由及び態様などについての記録を行います。

また事業者として、身体拘束をなくしていくための取組を積極的に行います。

- (1) 緊急性・・・直ちに身体拘束を行わなければ入居者本人または他人の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合に限ります。
- (2) 非代替性・・・身体拘束以外に、入居者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことを防止することができない場合に限ります。
- (3) 一時性・・・入居者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなった場合は、直ちに身体拘束を解きます。

1 7．衛生管理等

- (1) 特定施設入居者生活介護のように供する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じます。
- (2) 食中毒及び感染症の発生を防止するための措置について。必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携に努めます。
- (3) 事業所において感染症が発生し、又は蔓延しないように次に掲げる措置を講じます。

①事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会を概ね3月に1回開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底しています。

②事業者における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。

③従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的に実施しています。

1 8．業務継続計画の策定等について

- (1) 感染症や非常災害の発生時において、入居者に対する指定特定施設入居者生活介護を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
 - (2) 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施します。
- (定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。)

19. 苦情等申立の窓口

(1) 苦情処理の体制及び手順

提供した指定（介護予防）特定施設入居者生活介護に係る入居者及びその家族からの相談及び苦情を受け付けるため、下表に記す（２）、（３）の窓口を設置します。

(2) 当施設における苦情の受付

当施設における苦情やご意見は、以下の専用窓口で受け付けています。また、苦情受付ボックスを各階エレベーター付近に設置してあります。

【当施設の苦情については】

受付窓口（担当者）：生活相談員

受 付 時 間：毎日 ８：３０～１７：３０

連 絡 先：電話 ０７６－２３７－８５６１

FAX ０７６－２３７－８５６２

解決方法について：面接、電話、書面等

苦 情 解 決 責 任 者：シニアホームみらい鞍月 生活相談員 谷野 安弘

(3) 行政機関その他苦情受付機関

介護保険に関する苦情や相談については、下記の相談窓口もあります。

石川県 健康福祉部長寿社会課	所 在 地： 石川県金沢市鞍月１丁目１番地 電話番号： ０７６－２２５－１４１７ 受付時間： 月～金 ８：３０～１７：１５
金沢市役所介護保険課	所 在 地： 石川県金沢市広坂１丁目１番１号 電話番号： ０７６－２２０－２２６４ 受付時間： 月～金 ９：００～１７：４５
石川県国民健康保険団体連合会 (介護サービス苦情 110 番)	所 在 地： 石川県金沢市幸町１２番１号 電話番号： ０７６－２３１－１１１０ 受付時間： 月～金 ９：００～１７：００
石川県福祉サービス 運営適正化委員会 (石川県社会福祉協議会内)	所 在 地： 石川県金沢市本多町３丁目１番１０号 電話番号： ０７６－２３４－２５５６ 受付時間： 月～金 ９：００～１７：００

20. 事故発生時の対応

サービス提供等により事故が発生した場合、当施設は、入居者に対し必要な措置を講じます。

- ① 協力医療機関の医師または協力医療機関以外の主治医の医学的判断により、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、協力医療機関、協力歯科医療機関又は他の専門的機関での診療を依頼します。
- ② そのほか、当施設は入居者の家族等又は扶養者が指定する者及び保険者の指定する行政機関に対して速やかに連絡します。

2 1. 非常災害時の対策

(1) 災 害 時 の 対 応

別途定める「シニアホームみらい鞍月 消防計画」に基づき対応を行います。

(2) 近隣との協力体制

みらい病院、介護老人保健施設みらいのさと太陽および特別養護老人ホーム寿晃園と協力し、非常時の相互の応援を約束しています。

(3) 平 常 時 の 訓 練

年3回以上の夜間及び日中を想定した避難訓練（水害・地震・火災）を、入居者の方も参加して実施します。

(4) 防災設備

スプリンクラー、避難階段、自動火災報知器、誘導灯、屋内消火栓、ガス漏れ警報機、防火扉、漏電火災警報機、非常用電源、消火器、カーテン及び布団等は、防災性能のあるものを使用しております。

(5) 防 災 設 備 の 点 検

定期的に関係業者に点検を依頼しています。また、当施設の防火管理者が定期的に点検しています。

(6) 防災計画等：金石消防署への届出日 平成 27 年 12 月 15 日

令和 5 年 2 月 8 日

防火管理者 谷野 安弘

2 2. 協力医療機関

医療機関の名称：みらい病院

院 長：前田 敏男

所 在 地：石川県金沢市鞍月東1丁目9番地

電 話 番 号：076-237-8000

診 療 科：内科、神経内科、消化器内科、循環器内科、糖尿病内科、
呼吸器内科、漢方内科、リハビリテーション科、婦人科、
泌尿器科、アレルギー科、放射線科

入 院 設 備：150床

2 3. 協力歯科医療機関

医療機関の名称：わたや歯科医院

院長名：綿谷 晃

所在地：石川県金沢市大桑町2-13

電話番号：076-245-5849

24. 当施設利用の際にご留意いただく事項

保険証等の 変更時の連絡	介護保険被保険者証・後期高齢者医療被保険者証 及び 健康保険証に変更・更新があった場合は迅速に1階「受付」に連絡してください。
訪問・面会	面会時間 10:00～17:00とさせていただきます。 ・来訪者は面会時間を遵守し、必ずその都度職員に届け出てください。なお、各階への面会簿への記入をお願いします。 ・感染症の状況により、面会制限を設ける場合がございます。
外出・外泊	外出・外泊される場合は、必ず所定の用紙に行き先と帰所日時をご記入の上、職員に申し出てください。食事のキャンセル・投薬準備にご協力をお願いします。
居室・設備・器具の利用	施設内の居室や設備、器具は本来の用法に従ってご利用ください。これに反したご利用により、破損や以降の使用が不可能になった場合は弁償していただく事があります。
居室変更について	・施設での療養上の都合により、居室の変更を行う場合がありますので、ご協力くださいますようお願いいたします。 ・何らかの事情で二人部屋を一人で使用するようになった場合、原則、個室に移っていただきます。但し、個室に空きがない場合、この限りではありません。
喫煙・飲酒	喫煙：療養上と防災の都合によりご遠慮ください。 飲酒：適量をお飲みいただくことは、差し支えありません。
火気の取り扱い	・施設内での火気の使用は固くお断りしています。 ・火災の恐れがある場合は、調理機器等の使用制限を行う場合があります。
迷惑行為等	騒音等、他の入居者に迷惑となる行為はご遠慮願います。 また、むやみに他の入居者の居室に立ち入らないようにしてください。
所持品の管理	現金等の管理等は、ご本人及びご家族でお願いします。また、現金・貴重品をお持ちいただいた場合の紛失やトラブルについては、責任を負いかねますので予めご了承ください。
洗濯について	洗濯は、各居室の洗濯機・乾燥機をお使いいただくことが出来ます。必要な場合は、職員がお手伝いさせていただきます。
宗教活動・政治活動	施設内での他の入居者及び職員に対する宗教活動及び政治活動はご遠慮ください。
動物飼育	施設内のペットの持ち込み及び飼育はお断りします。
その他	職員に対するお心付けは、当施設の理念に基づき固くご辞退させていただきます。

25. 損害賠償について

当施設において、事業者の責任により入居者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします。

ただし、その損害の発生について、入居者に故意又は過失が認められる場合には、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。

26. 秘密の保持と個人情報の保護について

(1) 入居者及びその家族に関する秘密の保持について

- ① 事業者は、入居者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。
- ② 事業者及び事業者の使用する者は、サービス提供をする上で知り得た入居者又はその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。
- ③ また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。
- ④ 事業者は、従業者に、業務上知り得た入居者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。

(2) 個人情報の保護について

- ① 事業者は、入居者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、入居者の個人情報を用いませぬ。また、入居者の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で入居者の家族の個人情報を用いませぬ。
- ② 事業者は、入居者又はその家族に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるものの他、電磁的記録を含む。）については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。
- ③ 事業者が管理する情報については、入居者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。（開示に際して複写料などが必要な場合は入居者の負担となります。）

(3) 利用目的について

シニアホームみらい鞍月では、入居者の尊厳を守り安全に配慮する施設理念の下、お預かりしている個人情報について、利用目的を以下のとおり定めます。

【入居者への介護サービスの提供に必要な利用目的】

- ・当施設が入居者等に提供する介護サービス
- ・介護保険事務
- ・介護サービスの入居者に係る当施設の管理運営業務のうち
 - －入退所等の管理
 - －会計・経理
 - －事故等の報告
 - －当該入居者の介護・医療サービスの向上

【他の事業者等への情報提供を伴う利用目的】

- ・当施設が入居者等に提供する介護サービスのうち
 - －入居者に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業所等との連携（サービス担当者会議等）、照会への回答
 - －入居者の診療等に当たり、外部の医師等の意見・助言を求める場合
 - －入居者の円滑な医療機関とのやり取りの為、現病歴等の情報提供をする場合
 - －検体検査業務の委託その他の業務委託
 - －身元引受人への心身の状況説明
- ・介護保険事務のうち
 - －保険事務の委託
 - －審査支払機関へのレセプトの提出
 - －審査支払機関又は保険者からの照会への回答
- ・損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等

【上記以外の利用目的】

〔当施設の内部での利用に係る利用目的〕

- ・当施設の管理運営業務のうち
 - －医療・介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
 - －当施設において行われる学生の実習への協力
 - －当施設において行われる事例研究

〔他の事業者等への情報提供に係る利用目的〕

- ・当施設の管理運営業務のうち
 - －外部監査機関への情報提供

27. 運営指導・第三者評価の実施状況

金沢市による運営指導 の実施状況	1 あり	実施日（予定）	令和5年7月28日
		評価機関名称	金沢市
	2 なし		

第三者による評価の 実施状況	1 あり	実施日	
		評価機関名称	
	2 なし		

28. 附 則

この重要事項説明書は、平成27年12月15日から施行

令和	4年	1月	1日	改正
令和	4年	9月	1日	改定
令和	5年	7月	15日	改定
令和	6年	1月	24日	改定
令和	6年	4月	1日	改定
令和	6年	8月	1日	改定

29. 施設利用に関する同意書

医療法人社団 映寿会
シニアホームみらい鞍月
管理者様

<特定施設入居者生活介護の提供開始並びに情報提供に関する同意>

私は、『「シニアホームみらい鞍月（介護予防）特定施設入居者生活介護サービス」重要事項説明書』に基づいて事業者から重要事項の説明を受け内容を理解したうえで、（介護予防）特定施設入居者生活介護サービスの提供開始に同意します。

また、「特定施設入居者生活介護契約書 第13条」及び重要事項説明書「秘密の保持と個人情報の保護について」に基づき、特定施設入居者生活介護の利用のための市町村、指定居宅介護支援事業者並びに指定介護保険事業者等への個人情報の提供、及び適切な療養のための医療機関への診療情報の提供を、シニアホームみらい鞍月が行うことについて同意します。

<個人情報の使用について>

重要事項説明書内「26. 秘密の保持と個人情報の保護について」における個人情報の取り扱いについて

☐ 同意します ☐ 同意しません

また、施設内行事や、生活風景について写真及び氏名の使用について

- ・施設内に掲示することについて ☐ 同意します ☐ 同意しません
- ・ホームページや広報誌等へ掲載することについて ☐ 同意します ☐ 同意しません

※ 上記事項について変更がある場合はその都度お申し出ください。

備考：

以上、重要事項について説明を受け、内容を理解し同意します。

ご本人	住 所	
	氏 名	
身元引受人	住 所	
	氏 名	
ご家族代表	住 所	
	氏 名	

説明者

荻谷 竜介 印

30. 利用時連絡先 一覧

入居者氏名 _____ 様

【利用契約第 16 条及び重要事項説明書 20 の② 項事故発生時の連絡先】

①	住所	〒 _____	
	氏名	_____ (続柄)	
	電話番号	自宅) 職場)	携帯 E-mail
その他連絡事項			

②	住所	〒 _____	
	氏名	_____ (続柄)	
	電話番号	自宅) 職場)	携帯 E-mail
その他連絡事項			

③	住所	〒 _____	
	氏名	_____ (続柄)	
	電話番号	自宅) 職場)	携帯 E-mail
その他連絡事項			

お預かりした個人情報は当施設個人情報の利用目的以外の利用はいたしません。